

## 鳥取県告示第520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合羽合店  
東伯郡湯梨浜町大字長瀬789-1外
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 株式会社丸合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
変更後 株式会社丸合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
- 3 変更する年月日  
平成23年9月1日
- 4 届出年月日  
平成23年8月18日
- 5 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗  
米子市東福原六丁目12-40
  - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,441㎡
  - (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 218台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 6台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 112.0㎡
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 26.25㎡
  - (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
全駐車場 終日
    - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 2か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成23年9月6日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局

東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町産業振興課

9 意見書の提出

湯梨浜町の区域内に居住する者、湯梨浜町において事業活動を行う者、湯梨浜町の区域をその地区とする商工会その他の湯梨浜町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。